

平成31年度市民税・県民税

申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先▶税務課市民税係(☎内線153・154・170)

申告する必要がある人は 忘れずに申告しましょう

市では、2月5日(火)から3月15日(金)までの期間、平成31年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

受付日程は下表のとおりです。申告する必要がある人は、3月15日(金)までに申告してください。

平成31年1月1日現在、本市に住居登録している18歳以上の人で、前年度、本市で市

民税・県民税の申告をした人(確定申告をした人を除く)については、1月21日発行の「広報大船渡」と併せて、市民税・県民税申告書を送付する予定ですが、申告書が送付されていない人も、左囲みの【申告する必要がある人】に該当する人は申告をしてください。

※「市民税・県民税申告書」と併せて配布する「附表」「申告の手びき」は、市役所本

庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

※申告書などの送付を希望する人は市役所本庁税務課までご連絡ください。

**公的年金などの
受給者の皆さんへ**

公的年金の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所

【申告する必要がある人】

- ①平成31年1月1日現在で、本市に住居があり、平成30年1月1日～12月31日の1年間に営業(漁業を含む)・農業・不動産・利子・配当・雑・一時・山林・譲渡などの所得があった人
 - ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整をしていない人
 - ③所得控除などの追加・変更がある人
- ※給与以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税申告は必要です。

【申告しなくてもよい人】

- ①所得税の確定申告(還付申告を含む)をした人
- ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整を済ませた人で、勤務先からの給与以外に所得がない人や、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
- ③収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人

平成31年度市民税・県民税申告受付相談日程表

■臨時会場：2月5日(火)～18日(月)

期 日	会 場	時 間
2月5日(火)	吉浜地区拠点センター	午前9時30分～午後3時
2月6日(水)	立根生活改善センター	午前9時30分～午後3時
2月7日(木)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～午後4時
2月8日(金)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～正午
2月12日(火)	三陸公民館	午前9時30分～午後4時
2月13日(水)	三陸公民館	午前9時30分～正午
2月14日(木)	綾姫ホール	午前9時30分～午後4時
2月15日(金)	綾姫ホール	午前9時30分～正午
2月18日(月)	日頃市地区公民館	午前9時30分～午後3時

■本会場：2月20日(水)～3月15日(金)

期 日	会 場	時 間
2月20日(水)～21日(木)	市役所本庁地階大会議室	午前9時～午後4時
2月22日(金)		午前9時～午後6時30分
2月25日(月)～2月28日(木)		午前9時～午後4時
3月1日(金)		午前9時～午後6時30分
3月4日(月)～7日(木)		午前9時～午後4時
3月8日(金)		午前9時～午後6時30分
3月10日(日)		午前9時～午後4時
3月11日(月)～15日(金)		午前9時～午後4時

※住んでいる地域にかかわらず、どの会場でも申告できます。

※申告会場および申告受付日により、受付時間が異なりますのでご注意ください。

得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。

※ただし、扶養控除、障害者控除、医療費控除などの各種控除を適用し、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合は、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

(4)

収入がなくても

申告が必要な場合

平成30年中に収入がない場合でも、市民税・県民税申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、保育料の算定などに影響したりすることがあります。

また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要ですので、対象となる人は申告書を提出してください。

※遺族年金、障害年金、雇用保険などは非課税所得となりますが、これらの所得のみの人でも申告が必要です。

▽提出方法

①申告受付相談会場(4ページのとおり)での提出

②市役所窓口での提出▶本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所市民税係、綾里・吉浜地域振興出張所まで

③郵送での提出▶本庁税務課市民税係に送付ください。

④提出期限▶3月15日(金)

住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ

控除の適用を受ける場合は、必ず申告期限の3月15日(金)までに確定申告してください。

申告しない場合、市民税・県民税の住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除が適用されませんのでご注意ください。

申告に必要な

資料などを発行します

市では、申告の際に必要な資料(国民健康保険税の領収書など)を紛失した人に次の資料を発行します。

【発行できる資料】

・平成30年分の国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付額のお知らせ」

※ただし、公的年金(遺族年金、障害年金を除く)から特別徴収されている国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を除きます。

▽手数料▶無料

▽申請/発行場所

市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

相談会場に次のものを 忘れずに持参してください

①給与や公的年金などの収入がある人▶給与や公的年金などの源泉徴収票

②事業、不動産、農業、漁業などの収入がある人▶収入経費が分かる明細書や領収書などの資料

③各種控除の適用を受ける人▶生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料

④印鑑(ゴム印は不可)

⑤通帳など口座番号が確認できるもの

⑥申告者のマイナンバー(個人番号)および本人確認書類

【本人確認書類の例】
▶マイナンバーカードを持っている人
・マイナンバーカードを持参ください。

▶マイナンバーカードを持っていない人
・次の2点を持参ください。
①通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し

②運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
※申告書を郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

医療費控除の適用を受ける人へ

その年の1月1日から12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額を、所得から控除できます。

■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

平成30年1月1日以後に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が、特定一般用医薬品などを購入し、その年中に健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診など)を行っているときは、その年中の特定一般用医薬品などの購入費の合計額のうち、12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)の所得控除を受けることができます。

※この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用は受けられません。
※この税制を利用するためには、その人が、その年中に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行い、申告書の提出の際に、当該取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付または提示する必要があります。

■医療費控除の添付資料について

医療費控除の適用を受ける場合には、従来、医療費の領収書を申告書提出の際に添付または提示しなければならなかったとされていましたが、平成29年分以降の申告において、医療費控除の適用を受ける場合には、医療費の領収書の添付または提示に代えて、「医療費控除の明細書」を添付しなければならないこととなりました。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付する必要があります。

※平成31年分までの申告については、医療費・医薬品などの購入費の領収書の添付または提示によることもできます。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

(5) 広報大船渡 31.1.8(No.1142)

▶問い合わせ=市役所☎0192⑦3111